



## 隣保館はどのような施設なのですか？

玖珠町人権同和啓発センターが人権確立・部落差別解消推進課と玖珠町隣保館に改編されて、1年になります。組織改編は、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、組織・啓発体制の強化を目的としています。

隣保館は、「社会福祉法」第2条を根拠とする福祉事業の第2種社会福祉事業の中に1958（昭和33）年で加えられ、1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」の制定に伴い、「同和対策対象地域における隣保館運営要綱」が定められ、隣保館は地域における行政の総合的な窓口、同和行政の第一線機関として位置付けられました。

その後、数回の法制措置を経て1997年（平成9年）4月以降、隣保館は、一般対策に移行され、「社会福祉法」に基づく施設としての位置付けのもと、今日的な役割の重視から、周辺地域住民を含めた隣保館活動の充実を図る必要があるため、隣保館設置要綱が改定され、新たな事業が追加されるなど、地域に開かれたコミュニティセンターとしての役割が示されました。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、相談体制の充実や部落差別の解消をはかるための実態調査等を実施し、これからの事業に反映させていきます。

## 隣保館の目的は？

隣保館は、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権・部落差別問題の解決のための各種事業を総合的に行う」ことを目的としています。

現在、全国には、860館を超える隣保館が設置され、上記の目的のために、事業が取り組まれています。大分県内では、13館で隣保館事業が行われています。

## 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応します。

相談内容は固く守られますのでご安心ください。

なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館頂くこともあります。

※相談無料

※ハローワークの求人情報も

ありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください。

大分県人権啓発イメージキャラクター  
ころちゃん



## 4月の行事予定

※（保）玖珠町隣保館（旧人権同和啓発センター）（集）十五駄集会所

2日(木)午後1時30分～	生花教室(保)	16日(木)午後1時30分～	生花教室(保)
8日(水)午前9時30分～	料理教室(集)	22日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
8日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	23日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)
9日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)	26日(日)午後8時～	編物教室(保)
12日(日)午後8時～	編物教室(保)	27日(月)午後8時～	カラオケ教室(保)
13日(月)午後8時～	カラオケ教室(保)		

## 里親になりませんか 里親募集説明会を開催します

大分県では、広く里親を募集しています。関心のある方はぜひ説明会にお越しください。

日時：5月8日（金）午後2時～4時

場所：くすまちメルサンホール 2階 学習室

※参加無料。事前の申込みが必要です。

電話又は大分県中央児童相談所ホームページにある参加申込票を使用し、説明会前日の午後4時までにお申し込みください。

問 大分県中央児童相談所 ☎097(544)2016